
袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画 (改訂版)

平成29年度～令和5年度
第四次計画

平成29年3月
(平成30年3月修正)
(令和4年3月改訂)
袖ヶ浦市

目 次

第 1 章 計画策定の背景	1
第 2 章 旧計画の取組状況	2
第 3 章 新たな計画の基本事項	5
1 計画の位置づけ	
2 計画の目的	
3 計画対象期間	
4 計画基準年度	
5 対象となる事務事業	
6 対象となる施設	
7 対象となる温室効果ガス	
8 温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数	
9 温室効果ガス総排出量の算定に用いる地球温暖化係数	
10 温室効果ガス総排出量の算定方法	
第 4 章 計画期間における基準年度の温室効果ガス総排出量	13
第 5 章 計画期間における温室効果ガス総排出量の削減目標	14
1 削減目標の考え方	
2 削減目標の設定	
第 6 章 目標達成に向けた市の取り組み	15
1 省エネルギー対策	
2 省資源・リサイクル対策	
3 建物の建設・管理について	
第 7 章 計画の推進	17
1 計画の推進体制	
2 計画の推進方法	
3 計画実施状況の公表	
4 計画の普及・啓発	
5 計画の見直し	

第1章 計画策定の背景

【国際的には】

地球温暖化防止対策として国際的には、1992年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、地球温暖化対策に全世界で取り組んでいくことに合意しました。同条約に基づき、1995年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催されています。

2015年にフランスで開催されたCOP21では、2020年以降の温室効果ガス削減のための新たな国際枠組み「パリ協定」が採択されました。

2021年にイギリスで開催されたCOP26では、産業革命から世界の平均気温上昇を1.5℃に抑える努力を迫り、2030年に2010年比で温室効果ガスの排出を45%削減する必要があることが明記されました。

【日本国内では】

日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月に施行され、国、地方公共団体、事業者、及び国民のそれぞれの責務が明らかにされるとともに、国や地方公共団体の実行計画の策定義務等が定められました。

また、平成20年度に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下「省エネ法」という。)が改正され、平成22年度からエネルギーの年間使用量が原油換算で1,500kl以上の事業者は特定事業者に指定され、中長期的(3～5年間)にみて年平均1%以上低減させることを目標として、実現に努めることとなりました。

COP21で新たにパリ協定が採択されたことを受けて2030年度(令和12年度)の温室効果ガスを2013年度(平成25年度)比26%削減するとの目標を掲げた「地球温暖化対策計画」が平成28年5月に閣議決定されました。

その後、令和元年10月に、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言しました。

こうした状況を踏まえ、令和3年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、同年10月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

【袖ヶ浦市では】

袖ヶ浦市では、「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」を平成13年3月に策定しました。この計画では、温室効果ガス総排出量を、基準年度(平成11年10月～平成12年9月)と比較して、平成13年度～平成18年度の間、4.00%の削減を達成しました。

平成19年度からは、平成18年度を基準年度として、平成23年度までの5年間で温室効果ガス総排出量を基準年度と比較して9.03%削減を達成しました。

平成24年度からは、平成22年度を基準年度として、平成28年度までの5年間で温室効果ガス総排出量を基準年度と比較して7.43%削減を達成しています。

平成29年度から、新たな目標を設定し、引き続き温室効果ガス総排出量の削減に取り組んでいきます。

第2章 旧計画の取組状況

●第一次計画 <計画期間：平成13年度～平成18年度>

【基準年度】

平成11年10月～平成12年9月の1年間

【対象となる事務事業】

本市全ての事務事業で、委託により管理されているものを除く。

※クリーンセンターのごみ処理施設は、第1次計画期間中に、ごみ焼却を順次、(株)かずさクリーンシステムに委託処理することになっており、温室効果ガス排出量が削減されることが明確であったことから対象外とした。また、平成16年11月から新規に稼動した健康づくり支援センターは対象外とした。

【対象となる温室効果ガス】

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で対象となるものは以下の6種とである。

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、

ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)

ただし、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)は微量である上に把握が極めて困難なため対象から除外する。

【削減目標】

基準年度と比較して、平成18年度までに温室効果ガス総排出量を3.3%削減する。

【取組結果、評価及び課題】

冷暖房等の使用量の変動のため、年度ごとに若干の排出量の違いはあるが、温室効果ガス総排出量は、平成14年度以降では、15年度を除き、ほぼ同程度となった。

目標を達成できた理由には、平成14年度からし尿処理施設が大幅に業務を縮小したことによる電気使用量の減少が影響したと考えられる。また、平成15年度は基準年度と比較すると8.20%の削減がなされたが、これは勝下浄水場の操業停止期間と平川公民館の休館期間があったため、電気や各種燃料の使用量が他の年度よりも少なかったためと考えられる。

このように、温室効果ガスの排出量は対象施設の業務・稼動量等の変動が大きな要因となる。

平成13年度から平成18年度までの各年度の温室効果ガス総排出量については次表のとおりとなった。

<年度別温室効果ガス総排出量（単位：kg-CO₂）>

区分	平成11年10月 ～平成12年9月 (基準年度)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成18年度 (目標値)
温室効果ガス 総排出量	6,225,152.6	6,219,306.9	6,003,373.1	5,714,457.5	5,991,098.6	6,026,415.6	5,976,316.2	6,019,722.6
基準年度に対する 増減率(%)		-0.09%	-3.56%	-8.20%	-3.76%	-3.19%	-4.00%	-3.30%

●第二次計画 <計画期間：平成19年度～平成23年度>

【基準年度】

平成18年度

【対象となる事務事業】

本市全ての事務事業で、委託により管理されているものを除く。

※クリーンセンターのごみ処理施設は、第1次計画期間中に、ごみ焼却を順次、(株)かずさクリーンシステムに委託処理することになっており、温室効果ガス排出量が削減されることが明確であったことから対象外としたが、中継施設として稼動が安定したことから対象施設とした。また、平成16年11月から新規に稼動した健康づくり支援センターも対象施設に加えた。

【対象となる温室効果ガス】

第一次計画と同じ

【削減目標】

基準年度と比較して、平成23年度までに温室効果ガス総排出量を2.1%削減する。

【取組結果、評価及び課題】

平成23年度までに温室効果ガス総排出量を基準年度と比較して9.03%削減することができ、削減目標を達成することができた。これは平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う、福島第一原子力発電所の事故により、電力の供給不足から、計画停電を始め、全庁的な節電に取り組んだことが目標を達成する要因となった。

このことから、電気使用量を減少させることが、温室効果ガス総排出量を削減する有効な手段であることがわかる。ただし、平成24年度以降については平成23年と同規模の節電対策を実施することは、市民サービスの面からも難しい点がある。

平成19年度から平成23年度までの各年度の温室効果ガス総排出量については次表のとおりとなった。

<年度別温室効果ガス総排出量（単位：kg-CO₂）>

区分	平成18年度 (基準年度)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度 (目標値)
温室効果ガス 総排出量	10,661,914.2	10,796,798.0	10,603,965.2	10,491,492.6	10,654,397.9	9,699,019.1	10,438,014.0
基準年度に対する 増減率(%)		1.27%	-0.54%	-1.60%	-0.07%	-9.03%	-2.10%

●第三次計画（前計画） <計画期間：平成24年度～平成28年度>

【基準年度】

平成22年度

【対象となる事務事業】

本市全ての事務事業で、委託により管理されているものを除く。

【対象となる温室効果ガス】

第一次計画と同じ

【削減目標】

基準年度と比較して、平成28年度までに温室効果ガス総排出量を6%削減する。

【取組結果、評価及び課題】

平成27年度までに温室効果ガス総排出量を基準年度と比較して8.45%削減することができ、削減目標を達成する見込みである。これは、全庁的な節電の取組や、設備改修時等の省エネ型機器への更新が目標を達成する要因となった。

電気の使用による温室効果ガスの排出量は排出量全体の73.71%であり電気使用量を減少させることが、温室効果ガス総排出量を削減する有効な手段であることから、引き続き全庁的な節電の取組や、設備の省エネ型機器への更新が必要と考える。

平成24年度から平成27年度までの各年度の温室効果ガス総排出量については次表のとおりとなった。

<年度別温室効果ガス総排出量（単位：kg-CO₂）>

区分	平成22年度 (基準年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度 (目標値)
温室効果ガス 総排出量	9,097,619.4	8,425,927.2	8,202,584.4	8,051,736.8	8,328,701.6	8,421,308.2	8,551,762.2
基準年度に対する 増減率(%)		-7.38%	-9.84%	-11.50%	-8.45%	-7.43%	-6.00%

第3章 新たな計画の基本事項（第四次計画）

1 計画の位置づけ

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条

地方公共団体における地球温暖化対策実行計画の策定義務があります。

- ・第2次袖ヶ浦市環境基本計画（令和2年3月策定）

基本目標3 地球環境を思いやるまち — 基本施策（3） 温室効果ガスの削減において、主な取組①として「地球温暖化対策実行計画の推進」を掲げており、市が率先して温室効果ガスの排出量の低減に取り組み、その結果を広く公表することにより、地球温暖化対策を推進するとしています。

2 計画の目的

市役所はその職員数や事業規模などからみて、規模の大きい経済主体と考えられるため、自らの事業活動に伴って排出される温室効果ガス総排出量を算定・把握し、温室効果ガスの排出抑制をすることを目的とし、また、市民・事業者の行う地球温暖化防止に向けての自主的な取り組みを促進することを目的とします。

3 計画対象期間 平成29年度～令和5年度

4 計画基準年度 平成27年度

5 対象となる事務及び事業

本市における全ての事務及び事業を対象とします。また、指定管理者制度により管理する施設についても含みます。

ただし、外部への委託等により実施する事務及び事業は対象外とします。

6 対象となる組織、施設等

「表 対象施設一覧」に示すとおり、出先機関を含めた、本市が管轄する全ての組織及び施設等、指定管理者制度による管理施設を対象とします。

また、基準年度以降に新設される施設等も対象とします。

<表 対象施設一覧> (旧)・・・計画策定時点の組織に準拠 (新)・・・改訂時点の組織図に準拠

部等名(旧)	課室等名(旧)	部等名(新)	課室等名(新)	対象施設等		
企画財政部	企画課	企画政策部	企画政策課	企画政策課		
	財政課	財政部	財政課	財政課		
	課税課		課税課	課税課		
	納税課		納税課	納税課		
	秘書広報課	企画政策部	秘書広報課	秘書広報課		
総務部	総務課	総務部	総務課	総務課		
			職員課	(職員課)		
	危機管理課	企画政策部	防災安全課	防災安全課	防災安全課	
				防災行政無線		
				備蓄倉庫		
行政管理課	企画政策部	行政管理課	行政管理課			
管財契約課	総務部	管財契約課	管財契約課	管財契約課		
			庁舎			
市民健康部	保険年金課	市民子育て部	保険年金課	保険年金課		
	市民活動支援課	企画政策部	市民協働推進課	市民活動支援課		
		総務部	防災安全課	防犯灯		
	市民課	市民子育て部	市民課	市民課		
	平川行政センター		平川行政センター	平川行政センター		
	長浦行政センター		長浦行政センター	長浦行政センター		
	健康推進課	市民子育て部	健康推進課	健康推進課	健康推進課	
保健センター						
健康づくり支援センター						
福祉部	地域福祉課	福祉部	地域福祉課	地域福祉課		
				社会福祉センター		
	障がい者支援課	福祉部	障がい者支援課	障がい者支援課	障がい者支援課	
				福祉作業所第1うぐいす園		
				福祉作業所第2うぐいす園		
	高齢者支援課	福祉部	介護保険課	(介護保険課)		
			高齢者支援課	高齢者支援課		
	保育課	市民子育て部	保育幼稚園課	保育幼稚園課	保育幼稚園課	
					平川保育所	
					吉野田保育所	
福王台保育所						
根形保育所						
久保田保育所						
そでがうらこども館						
子育て支援課	市民子育て部	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課		
				平岡放課後児童クラブ		

部等名(旧)	課室等名(旧)	部等名(新)	課室等名(新)	対象施設等
福祉部	子育て支援課	市民子育て部	子育て支援課	長浦第一放課後児童クラブ
				長浦第二放課後児童クラブ
				代宿児童館
環境経済部	環境管理課	環境経済部	環境管理課	環境管理課
				袖ヶ浦市営墓地公園
				東横田駅構内トイレ
				市内各大気測定局
	廃棄物対策課		廃棄物対策課	廃棄物対策課
				ごみ処理施設
				し尿処理施設
	農林振興課		農林振興課	農林振興課
				農業センター
				ゆりの里
広域農道街路灯				
ひらおかの里農村公園				
商工観光課		商工観光課	藤井野里堰農村公園	
			光福堰	
			商工観光課	
都市建設部	都市整備課	都市建設部	都市整備課	都市整備課
				袖ヶ浦公園管理事務所
				百目木公園管理事務所
				新堰公園管理事務所
				街区公園合計
				長浦駅臨海駐車場
				長浦駅北口駐車場
				袖ヶ浦駅前第1駐車場
				袖ヶ浦駅前第2駐車場
				袖ヶ浦バスターミナル
				長浦駅南口駐輪場
				長浦駅北口駐輪場
				袖ヶ浦駅南口第一駐輪場
				袖ヶ浦駅南口第二駐輪場
	袖ヶ浦駅北口駐輪場			
	横田駅前駐輪場			
	下水対策課		下水対策課	下水対策課
				袖ヶ浦終末処理場
				マンホールポンプ(下水)
				マンホールポンプ(集排)
袖ヶ浦東部浄化センター				
奈良輪雨水ポンプ場				

部等名(旧)	課室等名(旧)	部等名(新)	課室等名(新)	対象施設等	
	土木管理課		土木管理課	土木管理課	
				補修員詰所	
				道路照明灯	
				水門	
	蔵波調整池便所				
	土木建設課		土木建設課	土木建設課	
	建築住宅課	財政部	資産管理課	建築住宅課	
		都市建設部	都市整備課	市営住宅防犯灯	
教育部	教育総務課		教育総務課	教育総務課	
				長浦中学校	
				昭和中学校	
				蔵波中学校	
				根形中学校	
				平川中学校	
				長浦小学校	
				昭和小学校	
				蔵波小学校	
				奈良輪小学校	
				根形小学校	
				中川小学校	
				平岡小学校	
				幽谷分校	
				中川幼稚園	
				今井幼稚園	
				学校教育課	学校教育課
	総合教育センター				
	学校給食センター				
	バス(中川幼稚園)				
	バス(今井幼稚園)				
	生涯学習課		生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課
					埋蔵文化財整理棟
					市民会館
					平川公民館
					富岡分館
					長浦公民館
					根形公民館
					平岡公民館
					郷土博物館
					中央図書館
					長浦おかのうえ図書館

部等名(旧)	課室等名(旧)	部等名(新)	課室等名(新)	対象施設等
	体育振興課		スポーツ振興課	スポーツ振興課 総合運動場市営球場 総合運動場陸上競技場 総合運動場テニスコート 臨海スポーツセンター のぞみ野サッカー場 今井球場
水道局	水道局			水道局 防犯灯 永吉浄水場 代宿浄水場 勝下浄水場 吉野田配水場 角山配水場 大竹加圧場 林加圧場 上泉加圧場 蔵波増圧ポンプ のぞみ野増圧ポンプ 勝下2号井 勝下3号井 勝下4号井 永吉1号井 永吉2号井 永吉3号井 永吉4号井 永吉5号井 永吉6号井
消防機関	中央消防署 長浦消防署 平川消防署 予防課 総務課	消防機関	中央消防署 長浦消防署 平川消防署 予防課 総務課 警防課	中央消防署 長浦消防署 平川消防署 予防課 総務課 分団詰所 (警防課)
会計室及び 各事務局	会計室 議会事務局 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	会計室及び 各事務局	会計室 議会事務局 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	会計室 議会事務局 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

は新設、配置換えのあった部、課、施設

は廃止や対象外となった施設等

7 対象となる温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で対象としている7種のうちパーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)については、本市の事務及び事業において対象となる活動がないことからこの3種を除き、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)4種を対象とします。

8 温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数

前計画では年次報告での整合性を図るために、基準年度の排出係数を一貫して用いました。

本計画でも温室効果ガス排出量の算定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令等により定められた基準年度の排出係数を一貫して用い、年次報告での整合性を図ります。

<表 排出係数一覧>

活動項目	排出 ガス	報告 単位	第三次計画排出係数 (H24～H28) (H22年度の係数)	第四次計画排出係数 (H29～R05) (H27年度の係数)
ガソリン	CO ₂	ℓ	2.32	2.32
灯油	CO ₂	ℓ	2.49	2.49
軽油	CO ₂	ℓ	2.58	2.58
A重油	CO ₂	ℓ	2.71	2.71
液化石油ガス(LPG)	CO ₂	kg	3.00	3.00
都市ガス	CO ₂	m ³	2.23	2.23
電気使用量	CO ₂	kWh	0.384	0.505
普通・小型自動車走行量 (ガソリン・LPG等)	CH ₄	km	0.000010	0.000010
	N ₂ O		0.000029	0.000029
軽自動車走行量 (ガソリン・LNG)	CH ₄	km	0.000010	0.000010
	N ₂ O		0.000022	0.000022
普通貨物車走行量 (ガソリン・LNG)	CH ₄	km	0.000035	0.000035
	N ₂ O		0.000039	0.000039
小型貨物車走行量 (ガソリン・LNG)	CH ₄	km	0.000015	0.000015
	N ₂ O		0.000026	0.000026
軽貨物車走行量 (ガソリン・LNG)	CH ₄	km	0.000011	0.000011
	N ₂ O		0.000022	0.000022
特殊用途車走行量 (ガソリン・LNG)	CH ₄	km	0.000035	0.000035
	N ₂ O		0.000035	0.000035
普通・小型自動車走行量(軽油)	CH ₄	km	0.0000020	0.0000020
	N ₂ O		0.0000070	0.0000070
普通貨物車走行量(軽油)	CH ₄	km	0.000015	0.000015
	N ₂ O		0.000014	0.000014

活動項目	排出 ガス	報告 単位	第三次計画排出係数 (H24～H28) (H22年度の係数)	第四次計画排出係数 (H29～R05) (H27年度の係数)
小型貨物車走行量(軽油)	CH ₄	km	0.0000076	0.0000076
	N ₂ O		0.0000090	0.0000090
特殊用途車走行量(軽油)	CH ₄	km	0.000013	0.000013
	N ₂ O		0.000025	0.000025
封入カーエアコンの使用(年間)	HFC	台	0.010000	0.010000
一般廃棄物焼却量 (全量・連続)	CH ₄	t	0.077000	0.077000
	N ₂ O		0.053400	0.053900
下水処理量	CH ₄	m ³	0.000880	0.000880
	N ₂ O		0.000160	0.000160
ディーゼル機関(定置式)における 軽油使用量	N ₂ O	ℓ	0.000064	0.000064
ディーゼル機関(定置式)における A重油使用量	N ₂ O	ℓ	0.000066	0.000066
汚泥焼却量(し尿・公下・集排)	CH ₄	t	0.009700	0.009700
	N ₂ O		1.090000	1.090000

カーエアコンは現在市では実施していない内容

9 温室効果ガス総排出量の算定に用いる地球温暖化係数

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条において、温室効果ガスの種類ごとに、地球温暖化係数が決められている。

地球温暖化係数についても、前項の排出係数と同様に基準年度の地球温暖化係数を一貫して用い、年次報告の整合性を図ります。

<表 地球温暖化係数一覧>

温室効果ガス	第三次計画(H24～H28) 地球温暖化係数(H22年度の係数)	第四次計画(H29～R05) 地球温暖化係数(H27年度の係数)
二酸化炭素(CO ₂)	1	1
メタン(CH ₄)	21	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	310	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1300	1430

10 温室効果ガス総排出量の算定方法

$$\boxed{\text{温室効果ガス総排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}}$$

温室効果ガスはその種類によって温室効果の度合いが異なるため、計算式により二酸化炭素相当量に換算して排出量を算出します。

例) ガソリンを燃料とする普通自動車が 10,000km を走行したときに発生する温室効果ガス総排出量を計算してみます。

普通・小型自動車の走行によってメタン(CH₄)と一酸化二窒素(N₂O)が発生しますので、走行距離に本計画で定めた排出係数を掛け合わせてそれぞれの温室効果ガス排出量を計算します。

メタンの排出係数は 0.000010 kg-CH₄/km、

一酸化二窒素の排出係数は 0.000029 kg-N₂O/kmです。

メタン排出量 = 10,000 km × 0.000010 kg-CH₄/km = 0.10 kg-CH₄

一酸化二窒素排出量 = 10,000 km × 0.000029 kg-N₂O/km = 0.29 kg-N₂O

これらに地球温暖化係数を掛け合わせることで、温室効果ガス総排出量(二酸化炭素相当量)を算出することができます。

メタンの地球温暖化係数は25、一酸化二窒素の地球温暖化係数は298です。

温室効果ガス総排出量 = 0.10 kg-CH₄ × 25 + 0.29 kg-N₂O × 298 = 88.9 kg-CO₂

第4章 計画期間における基準年度の温室効果ガス総排出量

1 基準年度のお考え方

温室効果ガス排出量を適切に把握できる直近の年度である平成27年度とします。

平成27年4月～平成28年3月の1年間

2 基準年度温室効果ガス総排出量のお考え方

基準年度の温室効果ガス総排出量については、第3章第6項の対象となる施設における、平成27年度の温室効果ガス総排出量を基準年度の総排出量とします。

3 基準年度温室効果ガス総排出量

平成27年度分の温室効果ガス総排出量は、前計画(平成24年度～平成28年度)で一度、計算していますが、前計画の基準年度(平成22年度)の排出係数等を用いて計算しているため、本計画では、本計画基準年度(平成27年度)の排出係数等を用いて計算し直した値を基準年度の温室効果ガス総排出量とします。

平成27年度の温室効果ガス総排出量は8,328,701.6kg-CO₂です、ただし平成27年度で使用を停止する水道局の施設である蔵波浄水場、川原井浄水場、蔵波2号井を除いた平成27年度温室効果ガス総排出量

→ 8,227,215.2 kg-CO₂

本計画の排出係数等(平成27年度)を用いて計算した平成27年度温室効果ガス総排出量

→ 10,144,250.0 kg-CO₂

本実行計画における基準年度の温室効果ガス総排出量=10,144,250.0 kg-CO₂

第5章 計画期間における温室効果ガス総排出量の削減目標

1 削減目標の考え方（当初）

平成27年度の電気使用による温室効果ガスの排出量は総排出量全体の73.71%であり、電気使用量を減少させることが、温室効果ガス総排出量を削減する有効な手段であると考えられます。

本市ではこれまで、ソフト面を主に昼休みの消灯、冷暖房の温度設定等の省エネ行動を実行し、ハード面では老朽化した機器を省エネルギー機器へ更新、LED照明の導入などによって温室効果ガス総排出量の削減に努めてきました。

しかし、ソフト面での削減は市民サービスに影響を与えない範囲で行う必要があることから限度があり、ハード面での削減については太陽光発電など再生可能エネルギーの導入、各施設における省エネルギー機器への改修計画等が不透明であることから、目標年次における温室効果ガスの削減効果を算出することは困難なため、本計画では「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の削減目標である年1%以上を基に、前計画の目標と同じく基準年度と比較し目標年度で6%の削減を目標とします。

2 削減目標の設定（当初）

平成27年度温室効果ガス総排出量	10,144,250.0 kg-CO ₂ ・・・①
平成27年度温室効果ガス総排出量の6%	608,655.0 kg-CO ₂ ・・・②

温室効果ガス総排出量削減目標値 9,535,595.0 kg-CO₂・・・①-②

3 削減目標（当初）に対する削減状況（令和2年度時点）

区分	平成27年度 (基準年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度 (目標値)
温室効果ガス 総排出量	10,144,250.0	10,373,994.3	10,493,820.1	8,997,638.9	7,800,492.2	-	9,535,595.0
基準年度に対する 増減率(%)	—	2.26%	3.45%	-11.30%	-23.10%	-	-6.00%
				▲達成▲	▲達成▲		

4 削減目標の設定（再設定）

当初の削減目標については、令和元年度結果において達成し、令和2年度も達成している。

今後においても更なる削減を進めるため、これまでの削減実績を踏まえ、計画期間の変更に伴う令和4年度及び令和5年度の削減目標については、暫定的に前年度比減とする。

第6章 目標達成に向けた市の取り組み

これらの取組項目は通常考えられる一般的なものであり、実際に各課等で対策に取り組む場合は、それぞれの実情に合った取組可能なものを選択して実施します。

1 省エネルギー対策

(1) 照明、OA機器（パソコン、プリンタ、コピー機、FAX等）

- ・昼休み、残業時間及び休日出勤時の照明等は、必要最小限とする。
- ・昼休み、残業時間及び休日出勤時は、業務に支障のない範囲でOA機器の電源を切る。
- ・外出等で長時間席を外すときは、パソコンの電源を切る。
- ・各課等における最終退庁者は、部屋の消灯をし、OA機器の電源オフを確認する。
- ・断続的に使用する会議室や、給湯室、トイレ、更衣室等では、必要に応じて使用するときだけ点灯し、使用後は消灯する。
- ・十分な光量が得られるときは自然光を活用する。
- ・電子メールで済ませられる要件であればFAXの利用は控える。
- ・回覧や貼紙等により、節電に対する啓発を行う。

(2) 冷暖房等

- ・温度設定が可能な場合は、可能な限り冷房28℃、暖房20℃とする。
- ・窓の開閉やブラインド等を活用し、室内温度の調整を図る。
- ・エアコン等の冷暖房器具の掃除を定期的に行う。
- ・夏場はノーネクタイ等の軽装（クールビズ）、冬場は厚着（ウォームビズ）の実施をする。
- ・毎週水曜日の定時退庁を徹底する。
- ・エレベーターの使用については2アップー3ダウンを心がけ、なるべく階段を利用する。
- ・給湯は、季節や目的に合わせた適正な温度で利用する。

(3) 公用車

- ・公用車を購入またはリースする場合は、積極的に低公害車（ハイブリッド車等）や低燃費車の導入を検討する。
- ・公用車は、使用実態を踏まえて必要最小限度の大きさの車を選択・購入する。
- ・駐停車時のアイドリングストップを可能な限り徹底する。
- ・急発進、急加速、空ぶかし等はしない。
- ・公用車走行時は法定速度を遵守する。
- ・公用車使用の際には、相乗り運転等、効率的利用を行う。
- ・タイヤ空気圧等の点検を定期的に行う。
- ・余分な荷物は積まないようにする。
- ・運転日誌の記入を徹底し、走行距離、燃費等の把握・管理を行う。
- ・公共交通機関を積極的に活用する。

- ・近距離移動時にはできるだけ徒歩、自転車等を活用する。

2 省資源・リサイクル対策

(1) 用紙・物品類

- ・両面コピー、縮小コピーなどを積極的に活用する。
- ・ミスコピー、使用済み用紙は、裏面を庁内文書や FAX 用紙等に再利用する。
- ・使用済み封筒を再利用する。
- ・シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄のみとする。
- ・各課等にリサイクル BOX を設置して分別回収に努める。
- ・不要となった紙は、ホチキス、クリップ等はずし、分別回収する。
- ・庁内の連絡は、サイボウズ掲示板や電子メールを活用する。
- ・印刷物を発注する場合には、古紙配合率が高い紙を指定する。
- ・事務用品は、再生品や詰め替え可能なものを購入し、使い捨て製品の購入は控える。
- ・作業着等の衣類は、PET 繊維などの再生材料から作られたものを購入する。
- ・共用可能な物品・備品については、その情報交換及び利用に努める。
- ・学校や給食センターなどの生ごみは、堆肥化に努める。
- ・フロン回収等(エアコン、カーエアコン、冷蔵庫等)は、法令に基づき適切に処理する。

(2) 水の利用

- ・手洗い、洗濯等における節水を行う。
- ・水漏れ点検を定期的実施する。
- ・回覧や貼紙等により、節水に対する啓発を行う。

3 建物の建設・管理について

(1) 建物の建設

- ・公共工事の際には、一定の環境負荷低減効果が認められている資材、建築機械、工法等を活用し、施設の省エネ構造化に努める。
- ・公共事業の実施にあたり、廃棄物の分別・削減及びリサイクル等の実施に努める。
- ・公共工事の入札参加資格に、ISO14001 等の認証取得等を検討する。
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進する。
- ・敷地内における積極的な緑化に努める。

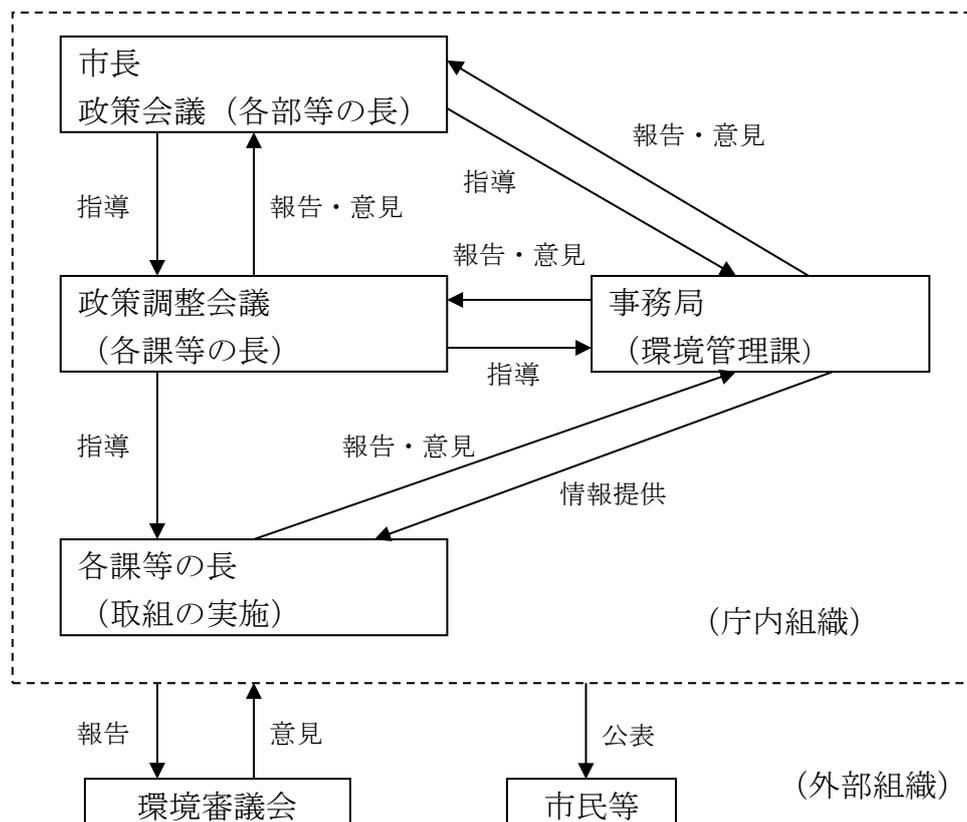
(2) 建物の管理

- ・空調のフィルター及び照明器具は、こまめに清掃する。
- ・毎月の電気、燃料及び上水等の使用量を把握・管理し、効率的運用に努める。
- ・機器更新の際には、省エネルギー型機器を選択する。
- ・フロンの回収を徹底する。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進体制は、以下のとおりとします。



市長・政策会議(各部長)

- ・排出量の状況及び取り組みの進捗状況を環境審議会に報告し、意見を求める。
- ・市民及び環境審議会の意見を受けて、計画の見直し等を検討する。
- ・必要に応じて各課・施設等に指導をする。

政策調整会議(各課長の長)

- ・所属に応じた取り組みを検討、実施する。
- ・所属職員への取り組みの啓発を行う。
- ・所属施設の排出量及び取組状況を把握する。
- ・所属施設の報告担当者を任命する。
- ・所属施設の前年度の排出量及び取組状況について、報告担当者を通して取りまとめ、事務局に報告する。
- ・必要に応じて計画の見直し案等を提案する。

事務局(環境管理課)

- ・各施設から報告された調査票を取りまとめ、市長・政策会議及び政策調整会議に報告する。
- ・計画に対する市民、環境審議会の意見を取りまとめ、市長・政策会議及び政策調整会議に報告する。
- ・職員に対し、地球温暖化対策に関する情報提供及び取り組みの啓発を行う。

環境審議会

- ・市長の報告を受けて、地球温暖化対策の推進方法について意見を述べる。

2 計画の推進方法

計画の推進方法は、まず各課等において、本計画第7章 地球温暖化防止対策の取り組みを参考に、各課等の実情に合った対策を実施します。温室効果ガス総排出量の大部分を占める電気使用量については、特に意識して取り組みます。

こうした各課等における日頃の取組状況や温室効果ガス総排出量について、前計画と同様に、各課等の長が事務局(環境管理課)に報告します。報告方法は前計画と同様に、活動量調査票及び取組状況点検表を作成、提出する形で行う。

事務局(環境管理課)は、報告された内容を取りまとめ、対象施設における温室効果ガス総排出量の算定を行い、目標値に対する達成状況及び取組状況を取りまとめ、政策会議及び政策調整会議に報告する。

政策会議及び政策調整会議では、報告内容の評価等を行い、今後の計画推進に対する意見を述べ、必要に応じて各課・施設等への指導や計画の見直し案等を提案し、来年度以降の計画推進に反映させる。

3 計画実施状況の公表

計画書については、袖ヶ浦市ホームページで公表する。また、計画の見直しを行った場合についても、同様の手段を通じて公表する。

毎年度における温室効果ガス総排出量及び取り組みに対する実施状況についても、袖ヶ浦市ホームページで公表する。

4 計画の普及・啓発

計画の目的・目標を伝え、取り組みの推進を図るため、地球温暖化防止に関する積極的な情報提供を行う。

5 計画の見直し

計画は、国のエネルギー政策や温室効果ガス排出抑制技術の進歩、排出削減目標の達成状況、計画対象期間の経過等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。